

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	固定資産税の賦課に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

ひたちなか市長

## 公表日

令和7年4月15日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





③他のシステムとの接続	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 宛名システム等 [ ○ ] その他 ( 同一パッケージシステム )	[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム
システム11～15		
システム16～20		

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
固定資産税賦課情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表の24の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項及び第50条
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部税務事務所資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	



3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課, 生活支援課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 情報提供ネットワークシステムを利用する機関 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 情報提供ネットワークシステムを利用する機関 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	各種申告情報の受付, 固定資産税の算出・通知・課税内容の確認, 各種証明書の発行	
④使用の主体	使用部署	市民税課, 市民課, 那珂湊支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑤使用方法	<p>1 各種申告書等の受付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告情報, 生活保護・社会福祉関係情報から非課税, 減免を把握する。</li> </ul> <p>2 各種申告情報等から固定資産税の賦課, 通知に関する事務・上記で収集した各種情報に基づき, 住民等に対する固定資産税賦課額を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決定した固定資産税賦課額情報を外部委託業者へ提供し, 納税通知書の印刷, 封入・封緘, 発送を依頼する。</li> </ul> <p>3 証明書発行, 更正に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税対象者からの申請に基づき, 地方税関係情報から課税証明書を発行する。</li> <li>・更正の必要を生じた場合には, 地方税関係情報の税額を更新する。</li> </ul>	
情報の突合	<p>(1)住記情報と, 申告情報, 生活保護・社会福祉関係情報を突合して, 非課税, 減免の対象者を確認する。【上記1】</p> <p>(2)住記情報, 地方税関係情報を突合して, 税額通知に係るデータを作成する。【上記2】</p>	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 8 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
システムの運用・保守		
①委託内容	システムの運用・保守業務, 法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
課税情報のエントリ		
①委託内容	償却資産申告書, 明細書のエントリ, 電子データの作成	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から, 再委託の必要性, 再委託先の委託官理方法, 再委託先の名称, 代表者及び所在地, 再委託する業務内容, 再委託する業務に含まれる情報の種類, 再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け, 許諾を判断している。
	⑥再委託事項	償却資産申告書, 明細書のエントリ, 電子データの作成
<b>委託事項3</b>		
当初賦課処理		
①委託内容	課税資料情報の合算処理及び固定資産税額の計算	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から, 再委託の必要性, 再委託先の委託官理方法, 再委託先の名称, 代表者及び所在地, 再委託する業務内容, 再委託する業務に含まれる情報の種類, 再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け, 許諾を判断している。
	⑥再委託事項	課税資料情報の合算処理及び固定資産税額の計算
<b>委託事項4</b>		
eLTAXの運用管理		
①委託内容	eLTAXの運用管理に関する委託	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 茨城計算センター	
	<選択肢>	

再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項5</b>			
①委託内容		バックアップシステムの構築	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項6</b>		遠隔地保管	
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。	
	⑥再委託事項	バックアップデータの管理。	
<b>委託事項11～15</b>			
<b>委託事項16～20</b>			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ O ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先2</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先3</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線

⑥提供方法	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		
<b>提供先5</b>		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		
<b>提供先6～10</b>		
<b>提供先11～15</b>		
<b>提供先16～20</b>		
<b>提供先20</b>		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		
<b>移転先1</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
	<選択肢> 1) 1万人未満	

④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]	2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度		
<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先5</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度		
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先8</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度		
<b>移転先10</b>		
①法令上の根拠		



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<ひたちなか市における措置>

- ①特定個人情報が保管されているサーバは電子錠がかけられたサーバ室に設置しており、サーバ室への入退室を厳重に管理する。
- ②サーバへアクセスをするためには、IDとパスワードによる認証が必要となる。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

【保管】

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

【消去】

- ①国及びガバメントクラウドのクラウド事業者はアクセスが制御されているため消去をすることはない。

- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

【ガバメントクラウド移行時】※環境移行が済んだら消去文書

- ①システム運用事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行した際は、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<<賦課情報>>

1. 氏名番号、2. 所有者宛名番号、3. 納税者宛名番号、4. 管理人宛名番号、5. 課税年度、6. 更正年月日、7. 履歴フラグ、8. 税訂フラグ、9. 未決定フラグ、10. 計算フラグ、11. 土地免点フラグ、12. 家屋免点フラグ、13. 償却免点フラグ、14. 土地該当フラグ、15. 家屋該当フラグ、16. 償却該当フラグ、17. 区分所有フラグ、18. 土地・固定課標計算額、19. 土地・固定課標・特例額、20. 土地・固定課標計算特例後、21. 土地・固定課標・減免額、22. 土地・固定課税標準額、23. 土地・固定課税標準額内区分所有分、24. 家屋・固定課標計算額、25. 家屋・固定課標・特例額、26. 家屋・固定課標計算特例後、27. 家屋・固定課標・減免額、28. 家屋・固定課税標準額、29. 家屋・固定課税標準額内区分所有分、30. 償却・固定課標計算後、31. 償却・固定課標・特例後、32. 償却・固定課標計算特例後、33. 償却・固定課標・減免額、34. 償却・固定課税標準額、35. 固定課標計算額、36. 固定課標・特例額、37. 固定課標計算特例後、38. 固定課標・減免額、39. 固定課税標準額、40. 固定課税標準額内区分所有分、41. 固定税計算額、42. 固定税計算額内区分所有分、43. 土地・固定税額・減額、44. 家屋・固定税額・減額、45. 償却・固定税額・減額、46. 固定減額計、47. 算出・固定税額・減免前、48. 土地・固定税額・減免額、49. 家屋・固定税額・減免額、50. 償却・固定税額・減免額、51. 固定減免計、52. 算出・固定税額、53. 土地・都計課標計算額、54. 土地・都計課標・特例額、55. 土地・都計課標計算特例後、56. 土地・都計課標・減免額、57. 土地・都計課税標準額、58. 土地・都計課税標準額内区分所有分、59. 家屋・都計課税標準額、60. 家屋・都計課標・特例額、61. 家屋・都計課標計算特例後、62. 家屋・都計課標・減免後、63. 家屋・都計課税標準額、64. 家屋・都計課税標準額内区分所有分、65. 都計課標計算額、66. 都計課標・特例額、67. 都計課標計算特例後、68. 都計課標・減免額、69. 都計課税標準額、70. 都計課税標準額内区分所有分、71. 都計税計算額、72. 都計税計算額内区分所有分、73. 土地・都計税額・減額、74. 家屋・都計税額・減額、75. 都計減額計、76. 算出・都計税額・減免前、77. 土地・都計税額・減免額、78. 家屋・都計税額・減免額、79. 都計減免計、80. 算出・都計税額、81. 算出・年税額、82. 固定税相当額、83. 都計税相当額、84. 土地・合算評価額、85. 家屋・合算評価額、86. 通知書番号、87. 更正期別、88. 期別税額、89. 納期限、90. 随時税額、91. 随時納期限、92. 処理年月日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<<土地情報>>

1. 課税年度、2. 処理番号、3. 履歴番号、4. 更正事由コード1~3、5. 更正番号、6. 更正年月日、7. 未決定フラグ、8. 履歴フラグ、9. 氏名番号、10. 共有者用区分、11. 台帳未完成フラグ、12. 抹消コード、13. 抹消事由コード、14. 抹消年月日、15. 所有者個番、16. 大字コードキー、17. 小字コードキー、18. 地番キー、19. 棟号番号キー、20. 地番分割キー、21. 地番合併キー、22. 計算コード、23. 計算サインキー、24. 区分所有コード、25. 区分所有フラグ、26. 区分所有分子、27. 区分所有分母、28. 区分所有親処理番号、29. 区分所有代表氏名番号、30. 区分所有区分番号、31. 異動年月日、32. 画地番号、33. 画地異動年月日、34. 同一画地構成地番、35. 証明発行注意コード、36. 都市計画区域コード、37. 都計税課税コード、38. 非課税コード、39. 非課税事由コード、40. 非課税開始年度、41. 非課税終了年度、42. 非課税対象評価額、43. 非課税対象面積、44. 課税保留コード、45. 課税保留事由コード、46. 課税保留開始年度、47. 課税保留終了年度、48. 課税保留対象評価額、49. 課税保留対象面積、50. 減免コード、51. 減免事由コード、52. 減免開始年度、53. 減免終了年度、54. 減免対象評価額、55. 減免対象面積、56. 減額コード、57. 減額基準年月日、58. 減額認定事由コード、59. 減額適用年数、60. 減額認定年度、61. 減額終了年度、62. 減額対象面積、63. 減額対象評価額、64. 特例コード、65. 特例基準年月日、66. 特例認定事由コード、67. 特例適用年数、68. 特例認定年度、69. 特例終了年度、70. 特例対象面積、71. 特例対象評価額、72. 特例率、73. 原因年月日、74. 異動事由コード、75. 沿革事項、76. 現況地目コード、77. 地区コード、78. 利区コード、79. 現況地積(m<sup>2</sup>)、80. 地積特例(m<sup>2</sup>)、81. 住宅区分コード、82. 非住宅区分コード、83. 小規模住宅地積、84. 一般住宅地積、85. 非住宅地積、86. 農地区分、87. 農地転用許可年月日、88. 農転事由コード、89. 勧告計算開始年、90. 図面番号、91. 課税分割キー、92. 使用者課税サイン、93. 住宅用地関連特記事項、94. 開始年、95. 減免後固定税額、96. 減免後都計税額、97. 取得日、98. 取得事由、99. 原因日、100. 閉鎖日、101. 複合利用鉄軌道コード、102. 複合利用鉄軌道番号、103. 複合利用鉄軌道年度、104. 状況類似番号、105. 複合利用現況地目コード、106. 複合利用地区コード、107. 複合利用利区コード、108. 複合利用現況地積(m<sup>2</sup>)、109. 評価方法フラグ、110. 道路フラグ、111. 形状フラグ、112. 正面路線番号、113. 側方1路線番号、114. 側方2路線番号、115. 裏面路線番号、116. 間口(m)、117. 正面路線奥行(m)、118. 側方1路線奥行(m)、119. 側方2路線奥行(m)、120. 側方3路線奥行(m)、121. 正面路線地区区分、122. 側方1路線地区区分、123. 側方2路線地区区分、124. 裏面路線地区区分、125. 不整形率、126. 無道路地補正、127. 一画地面積(m<sup>2</sup>)、128. 想定間口(m)、129. 想定奥行(m)、130. 陰地割合(%)、131. 計算奥行(m)、132. 最短奥行(m)、133. 個別補正コード1、134. 個別補正コード2、135. 個別補正コード3、136. 個別補正コード4、137. 個別補正コード5、138. 個別補正率1、139. 個別補正率2、140. 個別補正率3、141. 個別補正率4、142. 個別補正率5、143. ミナスサイン1、144. ミナスサイン2、145. 区画、146. 街区、147. 枝番、148. 画地、149. 枝番、150. 新市街化サイン1~3、151. 比準区分、152. 造成コード、153. 基準年度固定課税額(小規模)、154. 基準年度固定課税額(住宅)、155. 基準年度固定課税額(非住宅)、156. 基準年度固定課税額(農地等)、157. 基準年度都市課税額(小規模)、158. 基準年度都市課税額(住宅)、159. 基準年度都市課税額(非住宅)、160. 基準年度都市課税額(農地等)、161. 評価再計サイン、162. 本則サイン、163. 課税年度、164. 基準年度評価額、165. S63~R1単価、166. S63~R1評価額、167. 地積/評価額(小規模)、168. 地積/評価額(住宅)、169. 地積/評価額(計)、170. 固定前年課税(小規模)、171. 固定前年課税(住宅)、172. 固定前年課税(小規模)、173. 都計前年課税(小規模)、174. 都計前年課税(住宅)、175. 都計前年課税(計)、176. 固定負担水準(小規模)、177. 固定負担水準(住宅)、178. 固定負担水準(非住宅・農地)、179. 都計負担水準(小規模)、180. 都計負担水準(住宅)、181. 都計負担水準(非住宅・農地)、182. 固定負担調整率(小規模)、183. 固定負担調整率(住宅)、184. 固定負担調整率(非住宅・農地)、185. 都計負担調整率(小規模)、186. 都計負担調整率(住宅)、187. 都計負担調整率(非住宅・農地)、188. 固定課税標準額(小規模)、189. 固定課税標準額(住宅)、190. 固定課税標準額(計)、191. 都計課税標準額(小規模)、192. 都計課税標準額(住宅)、193. 都計課税標準額(計)、194. 固定計算税額、195. 都計計算税額、196. 固定税相当額、197. 固定税相当額、198. 登記異動年月日、199. 登記大字コードキー、200. 登記小字コードキー、201. 登記地番、202. 登記地目、203. 登記地積、204. 登記所有者宛名番号、205. 登記所有者住所、206. 登記所有者氏名、207. 登記年月日、208. 原因年月日、209. 備考、210. 異動事由履歴、211. 発行注意区分1~3、212. 発行注意事由、213. 土地前年評価額、214. 土地・固定課税計算額、215. 土地・固定課税・特例額、216. 土地・固定課税計算特例後、217. 土地・固定課税・減免額、218. 土地・固定税額・減額1~5、219. 土地・固定税額・減額計、220. 土地・固定税額・減後税額、221. 土地・固定税額・減免額、222. 土地・固定税額相当額、223. 土地・都計課税計算額、224. 土地・都計課税・特例額、225. 土地・都計課税計算特例後、226. 土地・都計課税・減免額、227. 土地・都計税額・減額1~5、228. 土地・都計税額・減額計、229. 土地・都計税額・減後税額、230. 土地・都計税額・減免額、231. 土地・都計税額相当額、232. 按分前前年固定課税、233. 按分前前年固定課税小規模分、234. 按分前前年固定課税一般分、235. 按分前前年固定課税非住宅分、236. 按分前前年固定課税農地並分、237. 按分前前年都計課税、238. 按分前前年都計課税小規模分、239. 按分前前年都計課税一般分、240. 按分前前年都計課税非住宅分、241. 按分前前年都計課税農地並分、242. 宅地比準、243. 暫定特例、244. 臨時特例、245. 固定小規模按分地積、246. 固定小規模按分評価額、247. 固定小規模按分課税、248. 固定一般住宅按分地積、249. 固定一般住宅按分評価額、250. 固定一般住宅按分課税、251. 固定非住宅按分地積、252. 固定非住宅按分評価額、253. 固定非住宅按分課税、254. 固定非住宅減額率、255. 固定非住宅減額フラグ、256. 固定非住宅減額率算定後課税、257. 固定農地並分地積、258. 固定農地並分評価額、259. 固定農地並課税、260. 都計小規模按分地積、261. 都計小規模按分評価額、262. 都計小規模按分課税、263. 都計一般住宅按分地積、264. 都計一般住宅按分評価額、265. 都計一般住宅按分課税、266. 都計非住宅按分地積、267. 都計非住宅按分評価額、268. 都計非住宅按分課税、269. 都計非住宅減額率、270. 都計非住宅減額フラグ、271. 都計非住宅減額率算定後課税、272. 都計農地並分地積、273. 都計農地並分評価額、274. 都計農地並分課税、275. 課税投入コード、276. 投入課税基準年度、277. 投入課税固定小規模、278. 投入課税固定一般、279. 投入課税固定非住宅、280. 投入課税固定農地等、281. 投入課税固定合計、282. 投入課税都計小規模、283. 投入課税都計一般、284. 投入課税都計非住宅、285. 投入課税都計農地等、286. 投入課税都計合計、287. 更新端末番号、288. 登録日時、289. 更新日時

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### <<家屋情報>>

1. 課税年度、2. 処理番号、3. 履歴番号、4. 更正事由コード1~3、5. 更正番号、6. 更正年月日、7. 未決定フラグ、8. 履歴フラグ、9. 氏名番号、10. 共用者用区分、11. 台帳未完成フラグ、12. 抹消コード、13. 抹消事由コード、14. 抹消年月日、15. 所有者個番、16. 現況大字コードキー、17. 現況小字コードキー、18. 現況地番キー、19. 現況棟号番号キー、20. 現況地番分割キー、21. 現況地番合併キー、22. 計算コード、23. 区所コード区、24. 区分所有フラグ、25. 区分所有分子、26. 区分所有分母、27. 区分所有親処理番号、28. 区分所有代表者氏名番号、29. 区分所有区分番号、30. 異動年月日、31. 証明発行注意コード、32. 都市計画区域コード、33. 都市計画課税コード、34. 非課税コード、35. 非課税事由コード、36. 非課税開始年度、37. 非課税終了年度、38. 非課税対象評価額、39. 非課税対象面積、40. 課税保留コード、41. 課税保留事由コード、42. 課税保留開始年度、43. 課税保留終了年度、44. 課税保留対象評価額、45. 課税保留対象面積、46. 減免コード、47. 減回事由コード、48. 減免開始年度、49. 減免終了年度、41. 減免対象評価額、42. 減免対象面積、43. 減免率、44. 減額コード、45. 減額基準年月日、46. 減額認定事由コード、47. 減額適用年数、48. 減額認定年度、49. 減額終了年度、50. 減額対象面積、51. 減額対象評価額、52. 特例コード、53. 特例基準年月日、54. 特例認定事由コード、55. 特例適用年数、56. 特例認定年度、57. 特例終了年度、58. 特例対象面積、59. 特例対象評価額、60. 特例率、61. 原因年月日、62. 異動事由コード、63. 沿革事項、64. 現況建築年、65. 現況種類コード、66. 現況用途コード、67. 現況構造コード、68. 現況屋根材コード、69. 現況地上階コード、70. 現況地下階コード、71. 現況屋階コード、72. 現況1階床面積(m<sup>2</sup>)、73. 現況1階以外床面積(m<sup>2</sup>)、74. 現況床面積合計(m<sup>2</sup>)、75. 居住床面積(m<sup>2</sup>)、76. その他の床面積(m<sup>2</sup>)、77. 戸数、78. 同棟コード、79. 棟数カウントキー、80. 評価額、81. 軽減コード、82. 軽減対象面積、83. 軽減開始年度、84. 軽減2コード、85. 軽減2対象面積、86. 軽減2開始年度、87. 震災軽減コード、88. 震災軽減対象面積、89. 震災軽減開始年度、90. 震災減免率、91. 震災減免適用年度、92. 区画、93. 街区、94. 街区枝番、95. 画地、96. 画地枝番、97. 新築・増築区分、98. 建築年、99. プレハブコード、100. 肉厚コード、101. プレハブコード、102. 劇薬コード、103. 再建築費評点数(当初評点m<sup>2</sup>)、104. 再建築費評価額(当初延べ)、105. 再建築費評点数(理論m<sup>2</sup>)、106. 再建築費評価額(理論延べ)、107. 経年減点補正率表番号、108. 経年減点補正率表番号、109. 評価計算結果コード、110. 基準年度における経過年数、111. 損耗減点補正率、112. 木造・非木造コード、113. 家屋番号、114. 符号、115. 部屋番号、116. 登記種類コード1、117. 登記種類コード2、118. 登記材料コード1、119. 登記材料コード2、120. 登記屋根材料コード1、121. 登記屋根材料コード2、122. 登記地上階コード、123. 登記地下階コード、124. 登記屋階コード、125. 登記1階床面積(m<sup>2</sup>)、126. 登記1階以外床面積(m<sup>2</sup>)、127. 区分登記コード、128. 登記年月日、129. 登記原因年月日、130. 登記新築年月日、131. 未登記サイン、132. 登記備考、133. 登記大字コードキー、134. 登記小字コードキー、135. 登記地番キー、136. 登記所有者住所、137. 登記所有者氏名、138. 家屋処理コード、139. 跨地番、140. 所有権異動事由コード、141. 前年評価額、142. 143. 家屋・按分前固定課標、144. 家屋・固定課標計算額、145. 家屋・固定課標・特例額、146. 家屋・固定課標計算特例後、147. 家屋・固定課標・減免額、148. 家屋・固定課税標準額、149. 家屋・固定税計算額、150. 家屋・固定税額・減額、151. 家屋・固定税額・減額計、152. 家屋・固定税額・減免後、153. 家屋・固定税額・減免額、154. 家屋・固定税額相当額、155. 家屋・按分前都計課標、156. 家屋・都計課標計算額、157. 家屋・都計課標・特例額、158. 家屋・都計課標計算特例後、159. 家屋・都計課標・減免額、160. 家屋・都計課税標準額、161. 家屋・都計税計算額、162. 家屋・都計税額・減額、163. 家屋・都計税額・減額計、164. 家屋・都計税額・減後税額、165. 家屋・都計税額・減免額、166. 家屋・都市計画税額相当額、167. 家屋・減額終了年フラグ、168. 更新端末番号、169. 登録日時、170. 更新日時

### <<償却資産情報>>

1. 課税年度、2. 氏名番号、3. 受付年月日、4. 取得価格:前年前(種類1-6)、5. 取得価格:減少(種類1-6)、6. 取得価格:増加(種類1-6)、7. 評価額(種類1-6)、8. 帳簿価格(種類1-6)、9. 決定価格(種類1-6)、10. 課税標準額(種類1-6)、11. 取得価格:前年前(合計)、12. 取得価格:減少(合計)、13. 取得価格:増加(合計)、14. 評価額(合計)、15. 帳簿価格(合計)、16. 決定価格(合計)、17. 課税標準額(合計)、18. 配分:総務大臣(決定価格)、19. 配分:知事(決定価格)、20. 配分:総務大臣(課税標準)、21. 配分:知事(課税標準)、22. 資産種類、23. 資産番号、24. 異動区分コード、25. 数量、26. 品名カナ、27. 品名漢字、28. 取得年月日、29. 取得価格、30. 耐用年数1、31. 残存率1、32. 耐用年数2、33. 残存率2、34. 非課税コード、35. 特例コード、36. 前年:評価額、37. 前年:帳簿価格、38. 前年:決定価格、39. 前年:課税標準額、40. 当年:評価額、41. 当年:帳簿価格、42. 当年:決定価格、43. 当年:課税標準額、44. 取得価格:減少(種類1-6)、45. 取得価格:増加(種類1-6)、46. 評価額(種類1-6)、47. 帳簿価格(種類1-6)、48. 決定価格(種類1-6)、49. 課税標準額(種類1-6)、50. 取得価格:前年前(合計)、51. 取得価格:減少(合計)、52. 取得価格:増加(合計)

### <<宛名情報>>

1. 個人番号 2. 宛名番号 3. 宛先区分 4. 宛先名カナ 5. 宛先名漢字 6. 性別 7. 生年月日 8. 続柄コード 9. 郵便番号 10. 住所コード 11. 住所カナ 12. 番地カナ 13. 方書カナ 14. 様方カナ 15. 住所漢字 16. 番地漢字 17. 方書漢字 18. 様方漢字 19. 世帯処理番号 20. 行政区 21. 住定日 22. 住定事由 23. 住民となった日 24. 住民となった事由 25. 消除日 26. 消除事由 27. 転出予定日 28. 転出確定日 29. 異動日 30. 送付先宛名 31. 送付先住所 32. 電話番号

### <<収納情報>>

1. 税目、2. 納税義務者番号、3. 所有者宛名番号、4. 特徴の納期特例、5. 決定延滞金額計、6. 期別数、7. 課税年度、8. 納税管理番号、9. 延滞金減免率、10. 納付すべき督促手数料計、11. 通知書番号、12. 調定年度、13. 決算滞り損済サイン、14. 更正事由コード、15. 更正決定年月日、16. 課税対象年度、17. 課税額計、18. 更正発生日

### <<口座情報>>



特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ○ ] 提供・移転しない			
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない			
<table border="1"> <tr> <td>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</td> <td></td> </tr> </table>	ルールの内容及びルール遵守の確認方法				
ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり      2) 発生なし</p>	
その内容			
再発防止策の内容			

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける物理的措置】  ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける技術的措置】  ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  【保管:物理的対策】  ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。  ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【保管:技術的対策】  ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。  ②ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。  ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。  ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ⑤ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、OS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。  ⑦地方公共団体、ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者の各運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。  ⑧業務データには、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>【消去】  データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したブ</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p></p>	

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;ひたちなか市における措置&gt;          ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。          ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。          ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。          ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、ガバメントクラウドASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。          ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、業務アプリケーションサービスを提供するガバメントクラウドASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいてクラウドサービス事業者は定期的にISMAPに登録された監査機関による監査を行うこととしている。          ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP及びガバメントクラウド運用管理責任者が責任を有する。          ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP及びガバメントクラウド運用管理責任者が対応するものとする。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・削除・目的外利用の中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部税務事務所資産税課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
②対応方法	問合せ受付時に、受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

